◇公表基準等の解説◇

実務対応報告公開草案第 74 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等の概要

ASBJ 専門研究員　波多野　貴啓

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026 年 8 月 17 日に、以下の企業会計基準、実務対応報告及び移管指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した[1]。

- 実務対応報告公開草案第 74 号（実務対応報告第 45 号の改正案）「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 45 号案」という。）
- 企業会計基準公開草案第 99 号（企業会計基準第 32 号の改正案）「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（案）」（以下「キャッシュ・フロー作成基準一部改正案」という。）
- 移管指針公開草案第 21 号（移管指針第 6 号の改正案）「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」（以下「キャッシュ・フロー実務指針案」という。）

ASBJ は、本公開草案について、2026 年 10 月 19 日までコメントを募集している。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJ の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2. 本公開草案公表の経緯

実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 45 号」という。）では、「資金決済に関する

[1] 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト（https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2026/2026-0817.html）を参照のこと。

法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定される電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱いを定めている。この点につき、実務対応報告第 45 号公表時点において、資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号に規定される電子決済手段のうち、第 1 号に規定される電子決済手段（以下「第 1 号電子決済手段」という。）、第 2 号に規定される電子決済手段（以下「第 2 号電子決済手段」という。）及び第 3 号に規定される電子決済手段（以下「第 3 号電子決済手段」という。）については、価値の安定した電子決済手段であり送金・決済手段として広く使用されることが想定されていた。このため、これらの電子決済手段に関する会計上の取扱いを優先して定めることとした（実務対応報告第 45 号案 BC3 項）。

これに対して、第4号に規定される電子決済手段（以下「第4号電子決済手段」という。）は、資金決済法第 2 条第 14 項に規定される暗号資産に類似する性格を有する可能性があり、会計上の性格を見極める必要があるが、実務対応報告第 45 号の開発時には第 4 号電子決済手段に指定されるものが見込まれていなかったため、会計上の取扱いを定めていなかった（実務対応報告第 45 号案 BC3 項）。ただし、今後の電子決済手段の取引の発展や会計実務の状況により、実務対応報告第 45 号において定めのない事項に対して別途の対応を図ることの要望が市場関係者により ASBJ に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することとしていた（実務対応報告第 45 号案 BC4 項）。

このような状況の下、今般、次の①及び②に関して法令等の改正が行われた。

① 第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正

「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 66 号。以下「2025 年改正法」という。）により資金決済法及び関連する法令等が改正され、第 3 号電子決済手段の裏付け資産について、その全額を要求払預貯金で管理するのではなく、信託財産の総額の 50%を上限に、元本を毀損しない形で一定の国債等及び定期預貯金による管理及び運用を新たに認めることとされた（実務対応報告第 45 号案 BC4-2 項）。

② 外国信託型第 4 号電子決済手段の創設

2026 年 6 月に施行された「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和 8 年内閣府令第 47 号。以下「2026 年改正府令」という。）において、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が認められた外国の法令に基づく信託の受益権を第 4 号電子決済手段として規定する（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 48 号。以下「取引業府令」という。）第 2 条第 3 項第 1 号）とともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上の有価証券とみなさないこととする（金融商品

取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 4 条の 2 第 2 項を加える。）改正が行われた（実務対応報告第 45 号案 BC4-3 項）。

新たに取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号に規定される第 4 号電子決済手段（以下「外国信託型第 4 号電子決済手段」という。）については、以下の各要件を満たすものが該当することとされている（取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号）。

（ア） 発行者が国内の銀行業・資金移動業と同等の免許・登録を受けていること

（イ） 国内法令と同等の外国法令に基づき外国の行政機関等（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるもの）の監督を受けていること

（ウ） 裏付け資産を国内法令と同等の外国法令により管理し、監査を受けていること

（エ） 犯罪行為の疑いがある場合の取引停止等の措置を講ずることとされていること

（オ） 信託財産と電子決済手段が同一の通貨建てであること

これらの法令等の改正を受け、ASBJ は、第 3 号電子決済手段に関する会計上の性格について改めて検討を行い、また、外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱いについて検討を行い、その結果を本公開草案として公表した。

3. 本公開草案の概要

(1) 第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正

第 3 号電子決済手段については、当該電子決済手段の利用者により信託された金銭と同額の金銭信託の受益権（資金決済法第 2 条第 9 項）が当該利用者に交付され、電子決済手段の利用者が当該金銭信託の受益権の払戻しの請求を行った場合、速やかに当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができる。

2025 年改正法の施行前の第 3 号電子決済手段においては、電子決済手段の利用者が信託する金銭の全額について預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金により管理することを要件としていたところ、2025 年改正法により当該要件が改正された。もっとも、改正後においても、信託財産の総額の 50%以上については、預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金により、また、残りの信託財産についても、3 か月以内に元本が償還される一定の国債等又は中途解約が認められる定期預貯金により分別管理され（取引業府令第 3 条第 3 項）、信託財産の倒産隔離が図られている（実務対応報告第 45 号案 BC13 項）。

このため、第 3 号電子決済手段は引き続き価値の安定した電子的な決済手段であると考えられることから、実務対応報告第 45 号案において、第 3 号電子決済手段に関する会計上の取扱いを変更しないことを提案している。

(2) 外国信託型第 4 号電子決済手段の会計上の取扱い

2026 年改正府令において、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が認められた外国の法令に基づく信託の受益権を第 4 号電子決済手段として規定するとともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法上の有価証券とみなさないこととする改正が行われた（実務対応報告第 45 号案 BC4-3 項）。

外国信託型第 4 号電子決済手段は、外国の信託銀行等が外国の法令に基づき発行する信託受益権方式のステーブルコインのうち、我が国の電子決済手段の法制度と同等性があるもの、すなわち、外国当局による監督の同等性、裏付け資産の確保の同等性、信託財産と財産的価値が同一の通貨建てであること等の要件を満たすものに限られている（取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号）。また、外国信託型第 4 号電子決済手段は、外国電子決済手段（実対応報告第 45 号案第 4 項(5)）に該当し、当該電子決済手段の利用者が払戻しの請求を行った場合、速やかに当該電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができる。このため、外国信託型第 4 号電子決済手段の利用者が当該外国信託型第 4 号電子決済手段の券面額に基づく価額と同額の金銭による払戻しを受けることができる可能性が第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同水準にあると認められると考えられる。すなわち、速やかに金銭による払戻しがなされ、外国信託型第 4 号電子決済手段が払い戻されないリスク（換金リスク）については、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同様に、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられる（実務対応報告第 45 号案 BC13-2 項及び BC17 項）。

これらを踏まえると、外国信託型第 4 号電子決済手段については、電子決済手段の基礎となる法的形式が異なることにより適用される規律は異なるが、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と会計上の性格に相違はなく、資産から得られる経済的便益は異ならないと考えられる。したがって、実務対応報告第 45 号案において、外国信託型第 4 号電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を適用範囲に含め、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を行うことを提案している（実務対応報告第 45 号案 BC18 項）。

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書等における資金の範囲

実務対応報告第 45 号案において、外国信託型第 4 号電子決済手段について、第 1 号電子決済手段、第 2 号電子決済手段及び第 3 号電子決済手段と同様の会計処理及び開示を

行うことを提案している。これを踏まえると、連結キャッシュ・フロー計算書等においても同様に取り扱うことが適当であると考えられるため、キャッシュ・フロー作成基準一部改正案及びキャッシュ・フロー実務指針案において、外国信託型第 4 号電子決済手段（電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限る。）を現金に含めることを提案している（キャッシュ・フロー作成基準一部改正案第 3 項及び BC6-2 項並びにキャッシュ・フロー実務指針案第 2 項）。

なお、第 3 号電子決済手段については会計上の取扱いを変更しないことを提案しており、引き続き現金に含めることとしている。

(4) 適用時期

2025 年改正法及び 2026 年改正府令は 2026 年 6 月から施行されており、これに合わせて実務対応報告第 45 号案の対象となる電子決済手段が発行される場合、可能な限り早い時期に適用することのニーズがあると考えられる。また、実務対応報告第 45 号案で提案している会計処理等には複雑さがなく、その適用の困難さはないと考えられるため、特段の準備期間は必要ないと考えられる。したがって、本公開草案では、適用時期について、公表日以後適用し、特段の経過的な取扱いを定めないことを提案している（実務対応報告第 45 号案第 15-2 項及び BC47 項、企業会計基準第 32 号案第 4-2 項並びに移管指針第 6 号案第 26-11 項）。

4. おわりに

本公開草案に対するコメントの締切りは、2026 年 10 月 19 日である。ASBJ では、本公開草案に寄せられた意見を参考に、今後、本公開草案の最終基準化に向けた検討を続けていく予定である。